

第4章 開発協力事業

第1 事業の概況

開発協力事業は国際協力事業団が昭和49年8月に発足した際に、それまでの海外技術協力事業団あるいは海外移住事業団の業務になかった新規の業務として新たな使命を担って始められた事業であり、本年度はその第二年目にあたるものである。この新規業務は従来のわが国の経済協力体制では、必ずしも十分に行ない得なかった政府ベース協力と民間ベース協力との連携、および資金協力と技術協力との結びつきの強化を事業団において一体的に実施し、それによって質量両面の改善をはかること、また対象分野の多様化のため従来の開発途上地域の工業化、貿易促進、資源開発などを中心とした経済開発計画への経済協力に加えて、開発途上地域の農業開発あるいは福祉向上に役立てるためのインフラストラクチャー、教育、医療などの社会的基礎部門への開発協力を一層強化することを目指したものである。

しかし、こうした考えは従来の協力体制を抜本的に再編成するというものではなく、それらを補完強化しようとするものであり、具体的には、わが国が開発途上地域等において社会の開発並びに農林業および鉱工業の開発にかかわる事業がリスク、収益性、技術的問題等の理由から日本輸出入銀行や海外経済協力基金からでは資金供給が期待し難いという事業に対し、技術の提供と有機的連関をはかりながら低利・長期の貸付条件で円滑な資金供給を受けられるようにしようとするものである。

以上の考えに沿って、事業団は、従来財団法人海外貿易開発協会が行っていた業務の一部をも新規資金供給業務の一部として引継ぎ、具体的には以下のような5つの業務を開発協力事業として発足させた。

業務の第1は、開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等にかかわる施設の整備事業または開発途上地域等における農林業もしくは鉱工業にかかわる開発の事業（これらを「開発事業」という）に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備に必要な資金の貸付け、または資金の借入れにかかわる債務の保証を行なうことである。これはいわゆる周辺インフラストラクチャーといわれるもの、例えば、具体的には開発事業に付随して必要な道路、港湾等の輸送施設、上下水道、灌漑施設、あるいは開発事業に従事する者ないしはその周辺地域の住民のための学校、病院、集会

所、教会等への資金供給である。これらの施設は開発事業自体の実施にとって必要であると同時に周辺地域の経済社会の発展や住民の福祉向上にも役立つものであることが重要な要素となっている。またこうした関連施設整備への資金の供給のためには、本体となる開発事業に対しては日本輸出入銀行、海外経済協力基金等からの資金の供給があり、他方の関連施設の整備事業自体には日本輸出入銀行および海外経済協力基金からの貸付等が困難と認められなければならないこととなっている。

第二の業務は、開発事業のうち試験的的事业といわれるものへの資金の供給である。この場合にも、当該試験的的事业に日本輸出入銀行および海外経済協力基金からの貸付け等が困難と認められなければならないこととなっている。

以上の資金の供給は極めて緩和された低利・長期の条件で行なわれる。すなわち、資金の貸付けについては、第一の関連施設の整備事業の場合は利率は年率2%以上で、特に必要と認められる場合にはこれを下回ることができ、第二の試験的的事业の場合は2.5%以上であり、これ

昭和50年度投融资承諾および契約実績

単位：百万円

分野	事業	承 諾		契 約	
		件数	金額	件数	金額
農 業	関連施設整備	1	217	2	150
	試験的事業	4	362	6	460
	計	5	579	8	610
林 業	関連施設整備	3	551	5	991
	試験的事業	5	430	6	319
	計	8	981	11	1,310
鉱工業	関連施設整備	7	824	6	1,442
	試験的事業	—	—	—	—
	計	7	824	6	1,442
社会開発	関連施設整備	1	330	—	—
	試験的事業	—	—	—	—
	計	1	330	—	—
合 計	関連施設整備	12	1,922	13	2,583
	試験的事業	9	792	12	779
	計	21	2,714	25	3,362

開発投融資承諾案件一覧

1. 農林業関係

(関連施設整備事業)

事業名	事業地	種別内容等
製糖事業	タイ・ウドン県	道路, 井戸
林業開発	バプア・ニューギニア, ニューブリテン島	診療所, 警察署, 公民館, 道路, 他
林業開発	インドネシア・東カリマンタン	診療所, 学校, 集会所
林業開発	インドネシア・モンゴリ島	道路, 学校, モスク
計 (4件)		

(試験の事業)

事業名	事業地	種別内容等
試験造林	パラグアイ・アルト・パラナ県	パラナ松, エリオッティ松
試験造林	インドネシア・北スマトラ	スギ, ヒノキ, カリビア松
試験造林	フィリピン・ミンダナオ島	松, ユーカリ
試験造林	タイ・チェンマイ	九重桐
スパイス栽培実験	マレーシア・ジョホール州	薬草 (スパイス)
養蚕試験	イラン・ビルバザール	養蚕
香料植物試験	ブラジル・パラ州	パッチョリ, サフロール
試験造林	ニューカレドニア・北部	カリビア松造林
とうもろこし試験	ザイール・ジャバ州	とうもろこし
計 (9件)		

2. 鉱工業関係

(関連施設整備事業)

事業名	事業地	種別内容等
アルミ製錬	インドネシア・北スマトラ	道路, 橋, 港湾
銅鉱山開発	ペルー・アンカッシュ	道路
セメント開発	インドネシア・中部ジャワ	道路
ニッケル開発	フィリピン・パラワン島	栈橋, 学校, 病院, 教会
計 (4件)		

3. 社会開発関係

(関連施設整備事業)

事業名	事業地	種別内容等
新港土地造成	マレーシア・サバ州	道路, 橋梁

(承諾合計 2,714百万円)

も特に必要と認められる場合にはこれを下回ることができる。また償還期限はともに20年以内であるが、特に必要と認められる場合には30年以内までとすることができる。

業務の第三は、わが国政府と開発途上国政府との間で行なう条約その他の国際約束に基づいて、事業団自らがその国の政府または地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて、施設等の整備事業を行なうことである。この施設等の整備事業とは、具体的には農用地の造成または改良、農業用排水施設の整備、農林業用道路の整備等の農林業生産の基盤整備、森林造成、鉱工業用地の造成、工業用水道の整備等の鉱工業生産の基盤整備、産業公害防止施設の整備および文化、交通、通信、衛生、生活環境等の公共用施設の整備である。なお、この事業は、開発途上地域およびわが国に事業団以外の適当な事業主体がない場合に限られる。

第四の業務は第一から第三の投融資および受託事業に必要な調査と技術指導を行なうことである。

第五は補助的業務として開発事業に従事する本邦法人からの要請に基づいて、その事業に必要な技術指導を行なうことである。第四および第五の調査および技術指導は、調査については開発の規模が大きく、政策的にも重要な案件の基礎的調査と投融資審査等調査があり、技術指導については開発事業等に従事する現地側の技術者等の本邦への受入研修と、技術指導のための専門家の派遣がある。

昭和50年度における開発協力事業は、まず投融資事業については、融資契約額3,362百万円（25件）で、これを分野別にみると農林業関係1,920百万円（19件）、鉱工業関係1,442百万円（6件）であった。この結果、昭和51年3月末の貸付金残高は7,092百万円である。（海外貿易開発協会からの引継いだ案件を含む）

また開発基礎調査については、農林業関係で9件、鉱工業関係で3件の計12件、投融資審査等調査は農林業関係8件、鉱工業関係4件の計12件であり、また関連事業に対する技術指導としては、農林業関係でインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイおよびパプア・ニューギニアから計21名の研修員を受入れた。技術指導のための専門家派遣としては農林業および社会開発関係でインドネシア、マレーシアおよびフィリピンに計5名を派遣した。

第2 社会開発協力事業

昭和50年度における社会開発協力事業は、投融資として関連施設整備事業1件330百万円の融資承諾、開発技術指導として1件1名の開発協力専門家派遣を実施した。

1 投融資事業

昭和50年度投融資事業実績については200頁および201頁の表参照

2 開発技術指導

マラッカ海峡航行援助施設整備にかかわる技術指導のため、開発協力専門家1名を昭和51年2月9日から2月18日までの間マレーシアへ派遣した。

第3 農林業開発協力事業

1 開発基礎調査

(1) コロンビア農業開発協力事業調査

ア 調査の目的

コロンビアの国土面積は114万km²（日本の約3倍）であるが、耕地面積は5万km²にすぎず、その開発は同国経済の最重要課題となっており、わが国にも農業開発のための調査団派遣を要請してきた。

本調査は基礎調査としての位置づけから農業開発にかかわる基礎的な資料の収集を中心に民間による農業開発に対する同国政府の基本的考え方の把握、および合弁企業等が成立するのは主として同国が実施している農業基盤整備地域であるとの認識からカリブ海沿岸地域の基盤整備地域の実態を把握することとした。

イ 調査の概要

7名から成る調査団が昭和50年8月27日から同年9月27日まで現地調査を実施したがその結論は次のとおり。

- ① 気候、土壌等自然条件からみて、潜在生産力の高い土地が各所に存在し、穀物等の生産の拡大の余地は大きい。
- ② 日本の民間企業等が同国で農業開発を行なおうとする場合同国現行法規内で活動することはやぶさかでないが、政府が特に保証を与えるつもりはない。
- ③ 同国での農業基盤整備はカリブ海沿岸で数カ所大規模、組織的に行なわれている。

(2) エクアドル農業開発協力基礎調査

ア 調査の目的

エクアドルは伝統的輸出産品であるバナナ、コーヒーの市場の伸び悩みから輸出の多様化をはかるため、広大な未利用地を有するコスタ地域において大豆、とうもろこし、ソルゴを重点作物とした開発を進めようとしており、わが国の協力を求めた。

これらの3作物はわが国飼料作物として重要な地位にあり、官民一体による協力の可能性を探るため調査団を派遣し、農牧省、農牧試験場等関係機関およびコスト開発計画地域において調査を行なうこととした。

イ 調査の概要

昭和50年10月6日から同年10月30日まで5名の調査団が現地調査を実施したが、その結果を総合すると次のとおりである。

① 当地域における3作物の栽培は近年始められたにもかかわらず、農牧省、農牧試験場の効果的指導のもとに高い生産量をあげている所もみられる。

② しかし、面積を拡大し、輸出を指向した本格的生産を行なうためには新品種の育成導入、作付体系の確立、農業生産基盤の整備や輸送手段の強化が必要とされる。

(3) タイ国とうもろこし開発協力事業実施計画調査

ア 調査の目的

過去20年間におけるタイ国のとうもろこし生産量の急増は著しいものがあり、その要因として優良品種の導入、インフラストラクチャーの整備、輸産物の位置付けおよび作付面積の拡大等があげられている。しかし、今後においては従来のような作付面積の著しい拡大は望み得ず、近年に至り単位面積当たりの収量増には技術的な革新のアプローチが必要であることが指摘されている。

現在、増産を阻害する要因として、優良品種の増殖事業、新技術の適応試験、農家への普及等の遅れのほか農民組織が弱体であると、病虫害ことにローカスト（バッタ類）の被害等があげられている。

これらに関連して、タイ側からは試験・研究（農業技術局）、病虫害防除（農業普及局）および協同組合展示計画（協同組合促進局）の協力要請があった。前回の事前調査においては、協力の前提としては3局間の調整を要し、協同組合局の機械化センター（仮称）を根拠に農協の基盤強化をはかりつつ、組合員に対する技術訓練、種子増殖、適応試験等を実施すべきであろうとの結論が得られた。

イ 調査の概要

本年度における実施計画調査は、5名からなる調査団により、50年12月1日から19日間実施されたが、その内容としては3局要請案のうち協同組合促進局の協同組合展示計画をプロジェクトとして取りあげることおよび他の2局の計画もとうもろこし増産という共通目的に向って

いるものであり、協同組合促進局の計画に共同参加することとされた。プロジェクトの目的とするところは、近代農法と協同組合活動の強化によってタイのとうもろこし生産性を高めることにあり、実施の方法としてロプブリ県チャイバダンに「協同組合展示センター（仮称）」が設立される計画となった。センターにおいては、とうもろこし種子生産と配布、栽培、農業機械の操作、補修に関する展示、訓練および協同組合経営に関する教育並びに指導が大きな機能としてあげられることとされた。プロジェクトの範囲としては、タイ国におけるとうもろこし主生産地5県6協同組合地区を考え、同地域はとうもろこし作付面積19万3千ライ、農家にし約9,000農家がカバーされる計画である。技術協力の期間は一応3カ年として検討されたが、本協力の目的達成のためにはこれを延長することも必要と考えられ、また、協力の具体的計画立案のために長期調査員の派遣や実施設計調査団の派遣計画もあわせて討議された。

(4) マダガスカル・アントニーベ地区肉牛開発基礎調査

ア 調査の目的

昭和48年農林省によるプロジェクトファイナディング調査、海外技術協力事業団による畜産振興予備調査の結果、マジュンガ州アントニーベ地域が肉牛開発対象候補地域の有力地域の一つとしてあげられたことから、同地域におけるわが国民間企業の肉牛生産事業実施の可能性、可能な場合その事業実施構想策定、そのためのマダガスカル国の投資環境等の調査を目的として実施された。

イ 調査の概要

この調査は政府ベースの協力事業である開発技術協力事業として実施される予定の「マダガスカル北部畜産開発技術協力」と民間ベースのこの「開発協力」の2つの事業が相互に関連して実施されるならば、開発協力における相乗効果が期待されるという観点から、前者で実施した実施計画調査団と同時併行的に実施された。調査団は8名で構成され、昭和50年9月17日から10月8日の期間調査が実施された。調査団は農地改革地方開発省、マジュンガ州畜産局、同州世銀プロジェクト事務所、在マダガスカル日本企業等の関係者との討議、事情聴取を行なうとともに、マジュンガ州における世銀プロジェクトの現地サイドの実態等の現地調査等を行った。

ウ 調査の結果

アントニーベ地域を含むマジュンガ州は現在、世銀援助により総合開発計画を進める予定であり、日本がマジュンガ州で、別の畜産開発プロジェクトを計画することは現段階では好まし

くなく、また民間企業が進出することも適当ではないとの結論に達した。またマダガスカルの一般的投資環境は、特に現在のところ経済基盤が脆弱であるうえ、政情も不安定の中にある。このため投資に際しては慎重な配慮を必要とすることが明確化された。

(5) ブラジル農業開発協力事業開発計画調査

ア 調査の目的

昭和49年9月田中首相が訪伯の際の日伯共同声明に基づいて、日伯合同でブラジルの農業開発を進めることが明らかにされたが、これはブラジル側の民間資本と日本側の民間資本等の参加を得て大規模な農業開発を目指しているもので、ブラジル国内需要増大へ対処するとともに、その生産の一部を輸出向けにまわそうとの目的をもっている。

事業団は昭和50年2月に調査団を派遣し、基礎調査を実施した。本調査は基礎調査団の成果を踏まえ、政府および民間関係者により、日伯農業開発協力事業の計画実施に関する基本的枠組み、並びに今後の進め方等につき協議を行なうことを目的に実施された。

イ 調査の概要

対象地域は当面インフラストラクチャー等の比較的良好に整備され、また行政組織も充実しているミナス・ジェライス州のセラード地帯において選定することとする。

5万ヘクタールを対象とした試験的事業を計画実施することとする。

本開発事業の中核的实施主体として、開発会社を日伯両国からの出資によりブラジル国内に設立することとする。

当面は上記の方針で検討することとし、さらに内容の検討のためフィージビリティスタディを行なうこととする。

(6) フィリピン国パンタバンガン地域森林造成事業開発基礎調査

ア 調査の目的

フィリピン国内では、林地の荒廃・草原化が進み、森林資源の保続および国土保全の観点から憂慮すべき問題となっている。このため、同国政府からわが国に対し、伐採跡地・荒廃草原等への森林造成に関する協力が要請された。

フィリピンの森林資源は、近年までわが国に輸入される南洋材の主要供給源であったが、その消長は将来も日本の木材需給に大きな影響を与えるものであり、同国における森林造成事業に対しては、技術協力、民間企業の参加による開発協力等多様な協力を検討することが適当と

考えられている。

このため本調査は、森林造成の候補地を調査して必要な情報・資料を収集するとともに、事業実施のための制度、組織、技術上の問題点についてフィリピン政府と協議することを目的として実施された。

イ 調査の概要

調査団は7名で構成され、昭和50年4月3日から5月14日まで現地調査を実施した。調査の前半では各候補地の概査と天然資源省等関係者との協議により、森林造成事業の最有力候補地を選定した。そして調査の後半には、選定された地区において事業の基本構想策定に必要な調査を行なった。

ウ 調査の結果

森林造成協力を行なう予定地として、マニラ北方約200キロメートル、大規模多目的ダムの上流に広がるバンタバガン地域の荒廃草原地帯、約50,000haを選定し、この地域に森林を造成する際の技術的問題点を検討した。また、対象地の現況にかんがみ、事業は3段階に分けて漸進的に実施すること、このうち当初の第1～2段階は政府間技術協力事業として実施し、この成果を踏まえながら、第3段階で民間企業等の参加する開発協力事業を実施することなどを骨子とする協力の基本構想を策定した。

なお、この基本構想に沿って今後の協力を円滑に進めるため、昭和50年10月1日から10日間、3名からなる調査団が訪比し、天然資源省関係者と協議を行なった。この結果、日本側提案の線で合意が得られ、同年12月には技術協力事業の実施調査が行なわれることになった。

(7) インドネシア国南スマトラ森林造成事業基礎調査

① 一次調査

ア 調査の目的

インドネシアは世界有数の森林資源を有し、現在その開発利用を進めているが、急激な開発の進行に伴い、将来の優良森林資源の保続、および主として焼畑移動耕作により生じた草原地帯への森林造成等の必要性について近年とみに関心が深まっている。わが国にとっても輸入南洋材の最大供給地であるインドネシアの森林資源に対し、その造成に政府、民間を通ずる技術的、資金的協力を進めていくことは極めて重要な意義を有する。

本調査は、以上のような情勢に応え、インドネシアにおいてわが国の協力が可能な森林造成

事業の適地を選定するとともに、事業を進めるのに必要な制度、技術、協力方式等について同政府と意見交換を行なうことを目的として実施された。

イ 調査の概要

調査団は、4名から構成され、昭和50年6月1日から20日間にわたって現地調査を実施し、林業総局関係者と会談するとともに北スマトラおよび南スマトラ営林局管内の森林造成事業候補地の概査を行なった。

ウ 結果

南スマトラ州パレンバン近郊のブナカットおよびシュバンジュリジ地区が自然立地・経済立地の両面からみて、造林協力の適地と判断された。

② 二次調査

ア 調査の目的

二次調査では、前回の調査で有望な森林造成対象地と認められた南スマトラ州パレンバン近郊の草原等約10万haの地域について、森林造成プロジェクトの基本構想を策定するために、現地調査を実施して必要な情報・資料を収集するとともに、開発協力の進め方についてインドネシア政府等関係機関と意見の交換を行なうことを目的とした。

イ 調査の概要

調査団は、6名から構成され、昭和50年11月26日から12月21日まで現地調査を実施した。本調査においては、林業総局関係者、現地南スマトラ州知事および営林局関係者、ボゴール林業試験場研究者等との会議を行なうとともに、南スマトラの対象地域の現地調査を実施した。なお、造林地の成績調査および資料・情報蒐集のために、中部ジャワ国有林の造林地の現地調査をあわせて行なった。

ウ 調査の結果

調査の結果、本事業には今後解決すべき技術的、制度的、経済的な多くの問題点があることから、現在直ちに大規模な企業造林に着手するのは困難である、したがって第一次調査で選定されたブナカット地区を中心に、①当面数年間は個別の基礎的造林技術の開発改良を目的とする試植林、②前記①の成果をふまえて造林の技術体系の確立を目的とするパイロットフォレストの順で森林造成を実施することが望ましい、また、これらに続く企業的大規模造林に関しては、上記の①、②の成果を検討した後に開始することとし、規模は②を含めて1単位50,000ha程

度とする等を骨子とする協力の基本構想が策定された。

(8) インドネシア・中部スラウェシ林業開発基礎調査

ア 調査の目的

インドネシア国中部スラウェシ州のトミニ湾に位置するトギアン諸島は、交通、通信、医療、教育等の施設が著しく低位にある。そこで林業を中心とする地域開発を通じて、この地域約70,000万haの熱帯降雨林の開発利用を進めることについて、インドネシア政府等からわが国に協力要請があった。

このため、本地域の林業を中心とする地域開発の可能性について検討することを目的として、基礎一次調査を実施した。

イ 調査の概要

調査団は、4名で構成され、昭和51年3月25日から4月11日にかけて、現地調査およびインドネシア政府関係者との討議を行なった。

ウ 調査の結果

本地域において、林業を中心とした地域開発を行なうことは、インドネシア政府の希望する形での地域開発構想と一致し、かつ中部スラウェシ州政府等現地側が強くこの地域開発を期待していることが明らかとなった。

このため、未利用樹の加工利用、伐採跡地等の更新、関連施設の整備、航空写真の撮影等早期に開発の基本構想を策定するための調査を進める必要があることが指摘された。

(9) パプア・ニューギニア・マダン地域森林造成事業開発計画調査

ア 調査の目的

パプア・ニューギニアにとって、森林資源は重要な輸出品目であり、林産物の生産および輸出は年々拡大している。このため、同政府は自国資源を有効に活用し、国内の経済的基盤を確立する努力を続けており、特に森林資源の保続をはかることに強い関心を持っている。マダン地域は日本企業の参加する現地合弁会社が伐採等に着手しており、同政府は本地域において森林造成事業を行ない他地域のモデルとするため日本の協力を要請してきた。

このため、本地域における森林造成の基本構想を策定することを目的に基礎二次調査を実施し、続いて、森林造成事業をすすめるための具体的な計画を策定することを目的に開発計画調査を実施した。

イ 調査の概要

基礎二次調査は6名からなる調査団により、昭和50年7月16日から8月9日にかけて行なわれ、パプア・ニューギニア政府関係者との討議、およびラバウル、ホスキンス、マダン等の現地調査を行なった。

次に開発計画調査は10名からなる調査団により、昭和51年4月19日から5月22日にかけて行なわれ、森林造成対象地の地況等立地条件、地形図作成、林道、関連施設等開発計画作成のための現地調査、およびパプア・ニューギニアの土地制度等、森林造成事実施に際しての諸問題について政府関係者との討議を行なった。

ウ 調査の結果

パプア・ニューギニア政府はこの地域を開発するにあたって森林造成を中心的な課題としてとらえ、かつ、森林造成事業を他地域のモデルとすることを期待している。従って、森林造成計画はこの地域の総合的な開発との関連を持って策定する必要がある。

そこで、本計画においては、経済開発として木材利用計画、森林造成計画、社会開発として技術開発訓練計画、社会環境整備計画が作成され、同時に民間企業を通じた協力と政府ベースの技術協力をとを有機的かつ効果的に結合させることが提言された。

木材利用計画は、伐採地の計画的な設定により伐採量の安定確保をはかりつつ、チップ生産の合理化と適木の製材用材への転用を進め、マダン地域における木材工業の基盤を強化するものである。

森林造成計画は、パプア・ニューギニアで作成している土地利用計画を尊重して作成された造林適地判定基準に基づき、造林樹種、作業体系等を組合せることにより特に技術的な側面に着目し、諸々の技術的問題の解明に資することとし、各種計画を策定した。

技術開発訓練計画は、パプア・ニューギニア政府職員および地元住民が森林の造成等を通じて各種の技能を習得するためのものである。

社会環境整備計画は、森林造成事業を効率的にすすめることを前提にしつつ、その施設が地元住民の生活向上に資することを目的とするものである。

(10) ブラジル・ベレン森林造成事業開発基礎調査

ア 調査の目的

ブラジル国アマゾン河流域の森林の開発に当たって、有用広葉樹の保続に関する要請が強いため、熱帯降雨林の更新方法を確立し、伐採跡地等を対象に郷土樹種を中心とする有用広葉樹による森林造成を実施する必要性が生じている。

第4章 開発協力事業

このためアマゾン河口ベレン周辺地域における民間企業を通じた森林造成協力事業の可能性について調査するとともに、その適正なあり方を検討することを目的として、基礎一次調査を実施した。

イ 調査の概要

調査団は4名で構成され、昭和50年11月8日から同年12月7日にかけて、現地調査およびブラジル政府関係者と意見の交換を行なった。

ウ 調査の結果

ブラジル国にとって貴重なアマゾン森林資源の保続を保証する林業・林産業の発展に寄与するため日伯間の林業協力が一層重要であり、このためわが国民間企業を通じた協力が必要である。また森林開発に当たっては、アマゾン地域のおかれていた自然的条件にかんがみ伐採から更新に至る体系的な取扱いをすることが必要であることが明らかとなった。

以上のことから、伐採跡地等の更新、未利用樹の加工利用、関連施設の整備等早期に開発の基本構想を策定するための調査を進める必要があることが指摘された。

2 投融資審査等調査

調査件名	人員	期間	調査対象
インドネシア投融資審査等調査	3	50. 8. 4～ 50. 8. 21	(1)南スマトラ・ランポン州におけるとうもろこし開発事業に係わる乾燥貯蔵施設に対する融資後調査。 (海外貿易引継案件) (2)西部ジャワ州における薬草開発事業並びに当事業に伴う関連施設整備事業に対する融資後調査。 (3)南スラウェシ州における製糖開発事業に対する融資後調査。
タイ・マレーシア投融資審査等調査	3	50. 10. 14～ 50. 11. 2	(1)タイ国ウドン県におけるクンパワビ製糖事業に対する合理化資金に係わる融資後調査（海外貿易引継案件）および関連施設整備事業にかかわる融資前調査。 (2)タイ国プランプリにおけるプランプリ・パイナップル事業に対する関連施設整備事業にかかわる融資前調査。 (3)マレーシア国ジョホール州におけるスパイス栽培実験事業に対する試験的的事业資金にかかわる融資後調査。
タイ・オーストラリア投融資審査等調査	3	50. 11. 22～ 50. 12. 8	(1)タイ国中北部におけるタイ国とうもろこし開発事業に対する試験的的事业資金にかかわる融資後調査。 (2)オーストラリア国ビクトリア州におけるアルファルファー開発事業に対する試験的的事业資金にかかわる融資前調査。
フィリピン投融資審査等調査	3	51. 1. 28～ 51. 2. 14	(1)ミンドロ島における飼料穀物種子開発事業に対する試験的的事业資金にかかわる融資後調査。

調査件名	人員	期間	調査対象
パプア・ニューギニア林業開発事業投融资審査等調査	3	50. 8. 1～ 50. 8. 17	(2) ゼンバレス県におけるソルガム開発事業に対する試験的事業資金にかかわる融資前調査。 (3) ミンダナオ島におけるソルガム（キューブ）開発事業に対する試験的事業資金にかかわる融資前調査。 (1) パプア・ニューギニア，マダン地区における試験造林事業に対する融資後調査。 (2) パプア・ニューギニア，オープンベイ地区における林業開発事業にかかわる関連施設整備事業に対する融資後調査。
インドネシア国林業開発事業投融资審査等調査	3	50. 10. 20～ 50. 11. 1	(1) インドネシア国南スラウェシ州マリノ地区における試験造林事業に対する融資後調査。 (2) インドネシア国南スマトラ州パレンバン地区における林業開発事業にかかわる関連施設整備事業に対する融資前調査。
フィリピン国林業開発事業投融资審査等調査	3	50. 12. 1～ 50. 12. 17	(1) フィリピン国ミンダナオ島アラス・アサン地区における試験造林事業に対する融資後調査。 (2) フィリピン国ミンダナオ島アグサン州における試験的事業および関連施設整備事業に対する融資前調査。 (3) フィリピン国サマル島における試験造林事業に対する融資前調査。

3 投融资事業

昭和50年度投融资事業実績については200頁および201頁の表参照

4 開発技術指導

ア 研修員受入

農業分野においては、「農協を通ずる農業開発」プロジェクトリーダー養成コースにタイ国から10名を受入れ、昭和50年6月17日から7月16日まで日本の農協の組織と活動、農協間協力による農業開発等について講義、実習、現地視察等による研修を実施した。さらに、「栽培管理」研修コースおよび「農業機械」研修コースにインドネシア国から各1名を受入れ、また、「搾油工程および工場管理」研修コースにマレーシア国から1名を受入れた。前者は昭和50年8月1日から8月31日まで、後者は昭和51年2月10日から3月6日まで研修を実施した。

また、林業分野においては、「林業開発研修コース」にフィリピン国から4名、インドネシア国から3名、パプア・ニューギニア国から1名合計8名を受入れ、昭和50年8月30日から10月28日まで、日本林業の概要、林業技術、林業開発等について講義、実習、現地視察による研修を実施した。

イ 専門家派遣

農業分野においては、「栽培機械化体系の確立指導および機械の試作指導」のために、昭和51年3月31日から4月18日まで、専門家2名をインドネシア国へ派遣した。

また、林業分野においては、「土壌および地表管理指導」のために昭和51年4月8日から4月28日まで専門家2名をフィリピン共和国へ派遣した。

第4 鉱工業開発協力事業

1 開発基礎調査

(1) オートボルタ国タンバオ・マンガン鉱山開発関連施設整備調査

オートボルタ共和国東北端のタンバオ地区に埋蔵するマンガン鉱を開発する「タンバオ・マンガン鉱山開発事業」が計画されている。

本計画調査は、このマンガン鉱山開発事業に関連して必要となる社会基盤施設の整備、すなわち、将来事業団からの融資の具体的可能性のある居住地域施設、用水施設、飛行場、道路、付帯電気施設について、昭和51年3月6日から30日まで現地調査を実施し、技術的、経済的調査を行なうとともに、これらの諸施設の開発効果等の検討を行なった。

(2) ソロモン群島レンネル島アルミナ開発関連施設整備調査

ソロモン群島（英保護領）レンネル島に産出するボーキサイトを採掘し、同島で年間60万トンのアルミナを生産する「レンネル島アルミナ開発事業」が計画されている。

本計画調査は、このアルミナ開発事業に関連して必要となる社会基盤施設の整備、すなわち、将来事業団からの融資の具体的可能性のある島内道路、用水施設、港湾、通信施設について、昭和50年11月24日から12月25日まで現地調査を実施し、技術的、経済的調査を行なうとともに、これら諸施設の開発効果等の検討を行なった。

(3) ペルー・ミチキジャイ銅鉱山開発関連都市計画および港湾計画整備調査

ペルー共和国ミチキジャイ銅山開発事業に付随して必要となる関連諸施設の整備事業の一環として、昨年の道路計画調査に引続き、将来事業団からの融資の具体的可能性のある都市および港湾施設について昭和51年2月27日～4月12日現地調査を実施し、技術的、経済的検討を行なうとともに、当該施設整備事業に必要な調査を行なった。

2 投融資審査等調査

調査件名	人員	期間	調査対象
フィリピン・マレーシア関連施設整備事業融資調査	3	50. 4. 24～ 50. 5. 5	(1)フィリピン・ミンダナオ島ミサミスオリエンタル州における焼結 鉄開発事業に付随するインフラ施設の融資前調査。 (2)マレーシア・サバ州における銅鉄石開発事業に付随するインフラ 施設の融資後調査。
インドネシア関連施設整備事業融資調査	3	50. 6. 2～ 50. 6. 17	(1)インドネシア・中部ジャワ州チラチャップにおけるセメント開発 事業に付随するインフラ施設の融資前調査。 (2)インドネシア・スマトラ島アチェ州メラボー県における森林開発 事業に付随するインフラ施設の融資後調査。
ペルー関連施設整備事業融資調査	3	50. 9. 19～ 50. 10. 4	ペルー・ウアスコ、アンプッシュ両県における銅、鉛、亜鉛鉄石開 発事業に付随するインフラ施設の融資前および融資後調査。
インドネシア関連施設整備事業融資調査	4	51. 1. 12～ 51. 1. 28	インドネシア北スマトラにおけるアルミニウム製錬事業に付随す るインフラ施設の融資前調査。

3. 投融資事業

昭和50年度投融資事業実績については200頁および201頁の表参照

第5章 移住事業

第1 事業の概況

1 15世紀以来、ヨーロッパ人が世界に拡散した植民的人口移動の歴史があるが、1920年代以降、アメリカやカナダなどの移住者受入国の差別的な制限や禁止政策によりこれは下火となった。また、社会主義圏と自由主義圏との間の壁の厚いことなどもあり、現在、わが国民の主な受入国は自由主義圏で6カ国に過ぎない。

近年国際交流が活発化し、技術・文化の交流や海外への直接投資は人間の移動をもたらしたが、今や数より質の時代で、受入国の選択的な外国人受入政策にそった豊かな人間性と質の高い開発能力（技術・経営・資金力）や適応力などを具えた人材移動の兆しが見えており、今後はこれが主流化する傾向にあると思われる。

昭和37年12月海外移住審議会は、その答申の中で、海外移住を「単なる労働力の移動でなく、国民の具有する開発能力の移動である」としてとらえ、「移住政策の目標は人を送り出すことではなく、外国の異質社会への円滑な定着におくべきこと」であると示している。

すなわち、海外移住は個人の自由な意志と責任において外国へ生活の本拠を移し、自己の開発能力を発揮して可能性に挑み、新しい人生を創造しつつ、受入国において善良、かつ、敬愛される市民または住民として適応発展することを目指すものである。したがって、海外移住は移住者自身が、日常の生活態度や考え方についての摩擦と誤解を解き、互に親近感を高め、やがて異質の人種・伝統・文化に対する相互理解を深め、また生産活動を通じて技術や経営の交流も進むなど、両国の交流にとって根深い地下水的役割を果すものである。このことから、移住は短期的な指導協力や一部の知識人の交流に比べ、大衆的レベルにおいての、より持続的な「深み」と「重み」を持つ人間交流の柱といえる。

一方、わが国の立場からみても、海外移住は地域開発協力の一翼を担い、経済的・文化的に有形・無形の効果を高めている。ことに移住は、青少年の欲求の多様化に即応した職業及び生活の選択の国際的拡大化につながり、健全進取にして広大な気宇を奮い起すことに役立っており、その精神的意義の大きさも見逃してはならない。

世界における質の高い MAN POWER の適正配置が望まれる中で、国際協力の中核は、互惠平等の理念の下に、人類普遍の人間愛に基づく人材協力にあるといえる。ここに、国

際的な人材協力としての効果の高い海外移住の今日的意義がある。

2 15世紀以来、ヨーロッパ人が世界各地に拡散した大移動の歴史を持つに比べて、日本人の移住は約400年遅れており、互助組織や新移住者の受入基盤は脆弱な状態にある。また、ヨーロッパ人の異人種・異民族との接触・混合の体験は歴史的に古く、強いのに比べ、わが国民の体験は短かく、弱い。ことに日本人の場合、自然条件も異なり、かつ、白人の支配する異質かつ既成社会への移住であり、さらに中南米の如き開発途上国においては、異質性のほかに後進性を克服する必要がある。一般的に、日本人は未知に対する好奇心に富み、順応・摂取消化力が高く、勤勉・器用などの特性を有するといわれているが、反面、長い間島国的閉鎖性社会の中で生活してきたため、多民族・多様文化の複合する社会には不馴れである。さらに、ヨーロッパ人に比べて情緒的で合理性に欠けるといわれ、行動・意識の面や言語・風俗・宗教などの違いも大きい。

このように、歴史的・人種的・文化的背景を異にする日本人移住の好ましい成果を期待するには、国の内外におけるわが国独自の援護施策の確立が必要不可欠である。

もとより、各移住者の定着安定・発展に関与する要因は、移住先国や地域の自然的・政治的・経済的・社会的状況、移住の時期、形態・職種、家族構成、能力（技術、経営、語学力等）、資本、労働意欲等々多岐にわたっている。実際的には各移住者の自立発展の度合は、移住者自身の内的要因もさることながら、外的要因によって、より大きな格差を生じており、特に開発途上国における移住者をとりまく諸条件には、定着安定や発展を阻害するものがより多いといえる。

したがって、国の援助は均一的・恒久的に与えられるべきではなく、移住先国、移住形態、定着安定の度合によって異なり、濃淡があることはもとよりである。

概括的にいって、国の援助は受入国の施策を勧告しつつ、移住者の自立心を基調としてその能力の開発を図るとともに、自助努力を促進するためのもの、および個人の努力では克服することが困難なものの中核とするべきであり、対先進国移住より対開発途上国移住、技術移住より農業移住の方が援助の必要性も多く、また初期の段階には、より濃密な援助が必要である。

3 移住振興の当面の重点施策に関しては、とくに次の諸点が重要である。

(1) 啓発・相談活動

国際協力事業団における近年の移住相談の傾向から見ると、年間相談件数は約7,000件であり、その移住希望地域は、移住できる国が限定されていることにもよるが、北米45%、南米39%、その他の地域16%である。また、年令的には19才～30才の若者が約65%を占め、移住者

の約80%は独身青年である。希望職種では農業が比較的多いが、商工業、事務職など第二次、第三次産業への移住希望者も年々漸増の傾向にあり、次第に多様化している。さらに、学歴の面では高校卒以上のものが約63%（大学卒22%）と高く、この傾向はますます顕著化するものと推測され、移住希望者層は従来に比べ質的に大きく変化してきている。また、移住者の渡航数は南北アメリカあわせて年間約1,500名）このほか家族結合のための移住者数約3,000名）の横ばい状況で、移住希望者数に比べ、実際に移住する人は著しく少ない。それは移住希望先国の移住者受入条件などの制約があること、または移住希望者を取りまく諸要因、とくに親や周囲の無理解・反対などが強いことなどによるが、未知の外国に対する不安も多く、移住を希望しながら、実現に至らないケースが多いためである。

したがって、移住者の受入国はもとより、ICEM（欧州移住政府間委員会）などの国際機関からも最新、かつ、的確な情報・資料を収集し、地方公共団体その他関係機関の協力を得るとともに、マスコミなど有効適切な啓発媒体を選択的に活用し、広く国民一般が海外移住についての正しい知識を持ち得るように継続的な幅広い啓発活動を充実することが肝要である。また、啓発活動の実施にあたっては、常時国民の世論や動向を把握し、特に青年層の移住が主流化している傾向の中で、青少年の価値観や欲求に対応する必要がある。このような観点から、次代を担う中学・高校生に対する海外教育普及の一環として、文部行政上の指導体制と相まって、学校における海外教育活動に協力援助してゆくことが必要である。

移住相談は本人の一生はもちろん、子孫の運命をも左右する重要な業務であり、人間愛を基調とした国際的人生相談である。したがって、移住希望者が移住を決意するにあたっては、本人の知識、技術、能力だけでなく、その人生観や心の深奥にかかわる事柄が大いに影響するものであるから、性急に走ることなく、相談の反復、繰返しを経て、本人の納得と自主的判断に基づき移住を決意するよう指導することが大切で、移住不適者に対しては、移住を断念させるよう指導することも肝要である。

(2) 能力開発のための訓練講習

移住者が自己の能力を十分に発揮し移住先国で発展するためには、普遍的人間性の向上を基本とし、さらに言語・風俗・習慣などの違いによるいわゆるカルチャー・ショックを乗り越えて、新しい社会に適應することが肝要で、そのためには、まず対応力のある人材の選択に留意し、次いで移住先の異質性に対する認識と理解を深めるための渡航前訓練講習、さらに移住先国における技術革新も進みつつあるので、これらによりよく対応するための渡航後訓練講習を拡充強化する必要がある。

(3) 現地援護

従来、主として開発途上国の移住者に対して、その定着安定を促進するため、事業・職業・

生活上の相談や指導，講習，医療・教育面等での援助，営農改善の措置，農協・自治体の育成，土地の取得・造成，事業資金の貸付などの措置を講じている。

しかしながら，これらの措置は，いまだ質・量ともに十分とはいえない状態にあるので，さらに強化する必要がある。ことに年々騰貴している土地の取得と資金量の増大による融資原資の確保及び融資基準の改訂などにより，移住者の定着・安定を促進する必要がある。

開発途上国における集団移住者については，単に移住者個人に対する援護のみでなく，装置化された生産及び生活の根拠としてのコミュニティの育成を強化しなければならないが，この場合，日本人のみの閉鎖社会の形成を図るべきでなく，周辺住民との融和・協調を保ち，地域環境の向上を目指すものでなければならない。また，相手国の地域総合開発計画とタイアップすることが望ましい。そのことは，移住者の定着安定のみならず，受入国の地域開発協力の面からも重要な役割を果たすことになる。

(4) 海外日系人対策

昭和50年10月現在，海外日系人の総数は約148万人（外務省調べ）であり，その約99%が南北アメリカの諸国に集中している。日系人が集中している米州諸国は，その殆んどが複合民族・多様文化の国であり，新来者に対し性急な同化を求める気運は少なく，構成員それぞれが有する民族的・文化的個性を生かしながら国民としての統合を図りつつ，国家の建設が進められている。しかしながら，日系人は居住国における少数民族であり，今後日系人が活動の場を広め，さらに大きく発展向上するためには，より高度の能力と努力が要求される。他方，老令や心身の欠陥などにより異国の生活環境に適応し得ず，居住国の施策の及ばない分野において母国の援助・救済を要望している者もある。また，日系人相互の協力による自助的・共済的努力もなされているが，その力は未だ微弱であり，その及ぶ範囲も限られている。

日系人が居住国で発展向上することは，両国の絆を強め，わが国民や企業の受入基盤となって移住振興上も極めて重要な成果をもたらすものであることにかんがみ，移住政策上はもとより，対外政策の一環としても日系人対策の確立が必要である。

よって今後は，国の指導・支援の下に，相手国政府の政策を十分配慮し，関係諸機関，現地の民間日系人対策の確立に努め，その対策の実施にあたっては積極的に参加していくこととすべきである。

(5) 経済技術協力及び文化交流事業との関係

従来，わが国の経済技術協力については，その対象地域を拡大する必要が指摘されているが，中南米地域の如く，日系社会の基盤を有し，邦人移住者の受入れに友好的で人種的偏見が少なく，恵まれた資源と国土を持つ国々への経済技術協力の拡大は，その本来の目的のみならず，「海外移住」の立場からも極めて好ましい成果が期待される。また，文化交流事業は，わ

が国の文化、伝統、国民性などを各国の人々に理解せしめるとともに、相手国の文化の向上にも寄与し、もって各国との親善を深めることを目的としており、本事業の成果は海外移住の振興を図るうえでも極めて有益である。

したがって、国際協力事業団はその移住事業を進めるにあたり適切、かつ、可能な範囲において積極的にこれらの事業との連携を図っていくことが肝要である。

第2 昭和50年度事業実績

1 海外移住に関する調査及び知識の普及

国民一般に対し、海外移住に関する正しい理解と認識を深めるべく、よりの確な情報、素材を提供するとともに、国民の平和的な海外発展の流れを恒久的に継続してゆくため、とくに青少年の海外教育に重点を置き、あらゆる啓発媒体を有効適切に活用した効果的啓発・相談斡旋を行なうため、次の業務を実施した。

(1) 海外移住に関する調査

移住者の援助及び指導、その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効果的に実施するための基礎資料を整備するため、次の業務を実施した。

表1 昭和50年度市場調査実績

調査支部名	調査事項
中南米代表部	胡椒の国別生産量及び輸出入統計(ペレン支部用)
〃	デンド椰子の国別生産量及び輸出入統計と市況(同上)
〃	カカオ 〃 〃 〃(同上)
〃	カルダモン 〃 〃 〃(レシフェ支部)
〃	バニラ 〃 〃 〃(同上)
〃	甘柿、リンゴ、ムルコッテのサンパウロ市場市況(ポルト・アレグレ支部)
サント・ドミンゴ支部	サント・ドミンゴ市中央卸売市場の野菜15品目の市況
アスンシオン支部	伯国パラナ州の雑穀生産と流通及び市況について
サンタ・クルス支部	油料作物(綿実、大豆)生産、加工、流通、輸出入について
〃	ボリビア国の米の生産、消費及び市況について
〃	ボリビア国の鶏卵の生産、消費及び市況について
ロス・アンゼルス駐在員	南米主要国際商品(棉花、胡椒、大豆等)の北米市場情報について

① 移住者動態調査

直営移住地，散在移住地及び一部の都市近郊の農業移住者の動態を調査した。

その他，オンタリオ州在住移住者を対象として無作為抽出により498人につき動態調査を実施した。

② 農家経営調査

ブラジル，パラグアイ，アルゼンチン，ボリビア，ドミニカ共和国の5カ国にある42移住地，2都市近郊の農家1,734戸の経営状況調査を行なった。

③ 市場調査

移住者の営農に資するため，市場調査を行なった。

④ 雇用農実態調査

雇用農の援助，指導に資するためその実態を調査した。

昭和50年度はベレン支部管内のベレン近郊，トメアス，アルタミラ，モンテアレグレ，マナウスの5地区で80人，サンパウロ支部管内のサンパウロ州，パラナ州，ミナス州，マツト・グロソ州，及びその他の州で計213人，ポルト・アレグレ支部管内のサンタ・カタリーナ州，及びその他の州で計155人，合計448人を対象として実施した。

⑤ 技術移住者実態調査

昭和36年度から昭和49年度までにサンパウロ支部管内へ移住した事業団扱い技術移住者918人を対象として実態調査を実施した。

⑥ 移住地適地調査

二，三男の独立用地，雇用農独立用地など移住地の適否調査をサンパウロ支部で3地区，ベレン支部で1地区計4地区で実施した。

⑦ 中小企業移住調査

伯国への中小企業移住振興に資するため，昭和50年度は次の業種，内容につき基礎調査を行なった。

アルミサッシ製造業

土木工事請負業

ダイカスト製造業

各種タンク配管工事業

(2) 海外移住に関する知識の普及

海外移住の意義及び内容・移住先国の事情等については，地方公共団体・マスコミ等との緊密な連絡を保ちつつ，広く国民に対し周知をはかり，海外移住に関する理解・認識を高めるため，次の業務を実施した。

- ① 機関紙「海外移住」を毎月28,000部発行したほか、海外移住一般、農業・工業技術移住等について紹介・理解に役立てるよう数種のパンフレット・しおり・ポスターを製作し、配布するなど広報活動に活用した。
- ② 海外移住及び移住先国の諸事情に対する理解・認識を高めるため展示会・講演会・映画会及び相談会等を全国で延べ1,985回（参加人員数約47万人）実施した。
- ③ テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等を利用し、海外移住に関する素材、ニュースを積極的に提供し、パブリシティ活動（約120件）を行なった。
- ④ 南米移住啓発映画として、ブラジル工業技術移住者の活躍状況を主体とした「ボンディア・ブラジル」を制作した。
- ⑤ 国民一般に正しい移住の姿を知らせるため、学識経験者を中南米に派遣する計画の第3回目として、東京大学助教授見田宗助氏（社会学）をブラジル、パラグアイ及びアルゼンチンの3カ国に派遣した。
- ⑥ 海外事情の理解を深め、青少年の海外発展思想の高揚をはかるため、次の活動を行なった。
 - (ア) 海外教育指導教師10名をブラジル、パラグアイ、アルゼンチン等に約3週間研修のため派遣した。
 - (イ) 日本学生海外移住連盟（学移連）の学生4名（ブラジル3名、カナダ1名）を現地実習のため約1ヶ年派遣した。
 - (ウ) 学移連の創立20周年行事（学移連実習調査団報告会、ブラジル事情講演、海外移住シンポジウム）を学移連と共催し実施した。
 - (エ) 海外発展懸賞作文の募集を行ない、中学生341点、高校生858点、合計1,199点の応募があった。特選者を海外研修旅行（中学生2名アメリカ、高校生2名ブラジル）に招待した。また、同作文優秀作品集を作成し、学校及び関係者に配布した。
- ⑦ 高等学校における海外教育を推進するため、全国高等学校海外教育研究協議会〔（全高海協）、昭和50年度において文部省中央教育研究団体として認定された〕の活動に積極的に協力した。
 - (ア) 機関紙「全高海協インフォメーション」の発行及び加盟校・関係者への配布。
 - (イ) 全国海外教育研究大会の開催（当事業団との共催）。

(ウ) 「海外に関する高校生の意識調査」の実施（調査対象、各都道府県47校、5,594名）。

(エ) そのほか、国内支部において、各都道府県の高等学校海外教育研究協議会（高海協）が実施した海外事情研修会、弁論大会、機関誌の発行等諸活動に協力した。

⑧ 東京において開催された海外日系人大会の経費の一部を補助した。

(3) 海外移住に関する相談、斡旋業務

海外移住希望者の意志の決定を誤らせないため移住希望者の相談に応じ、正確な判断の素材を提供するとともに、移住希望者の能力その他の条件を勘案して移住先の選定等に適切な助言を与えるため、次の業務を実施した。

① 相談、斡旋用印刷物として次の印刷物の配布を行なった。

青年農業移住者独立の姿

青年移住農業経営者の道

農業移住者の心得

雇用農引受農家一覧表

青年農業移住の案内（ブラジル編）

〃 〃 （アルゼンチン編）

ブラジル工業技術移住のしおり

〃 〃 の案内

〃 〃 関係資料

〃 〃 者実態調査

〃 〃 関係情報

サンパウロの生活

カナダ移住のしおり

〃 の案内

オンタリオ州移住者動態調査

米国移住のしおり

パラグアイ・イグアス移住地

海外移住のしおり

南ブラジル農業青年の道

北ブラジル農業青年の道

② 公共職業安定所等労働行政関係機関に対し、技術移住相談、斡旋情報を提供し、推進上の協力を依頼するため、6地区で工業技術移住協力者に対する説明会を実施するとともに、技術

第5章 移住事業

移住の窓口となる関係者が、移住者に正確な情報を提供し、適切な助言を与えるため、各国内支部において、随時技術移住斡旋打合せ会を実施した。

③ 国内においては、国内支部を中心として移住希望者に対し、相談会等の開催を通じ、相談斡旋を行なった。

昭和50年度の新規移住相談件数は約6,780件に達し、延べ相談件数は約21,280件であった。

④ 海外支部においては、雇用農独立及び技術移住についての相談を行なうとともに、雇用主懇談会、求人開拓等を行なった。

表2 昭和50年度国別移住相談新規件数

項目	ブラジル	アルゼンチン	パラグアイ	ボリビア	カナダ	アメリカ	その他の国	合計
件数	2,188	231	185	38	2,778	240	1,123	6,783
比率	32.4%	3.5%	2.8%	0.6%	41.2%	3.7%	15.8%	100%

表3 昭和50年度形態別移住相談新規件数

項目	農業	工業	商業	近親呼寄	その他	合計	
南米	件数	974	1,092	55	90	488	2,699
	比率	36.1%	40.5%	2.0%	3.3%	18.1%	100%
北米	件数	257	1,057	285	28	1,391	3,018
	比率	8.5%	35.0%	9.5%	0.9%	46.1%	100%
その他	件数	61	228	24	3	750	1,066
	比率	5.7%	21.4%	2.2%	0.3%	70.4%	100%
合計	件数	1,292	2,377	364	121	2,629	6,783
	比率	19.0%	35.0%	5.4%	1.8%	38.8%	100%

表4 昭和50年度家族、単身別移住相談件数

項目	南米			北米			その他			合計		
	家族	単身	計									
新規相談件数	765	1,934	2,699	581	2,437	3,018	140	926	1,066	1,486	5,297	6,783
比率	28.3%	71.7%	100%	19.3%	80.7%	100%	13.1%	86.9%	100%	21.9%	78.1%	100%

(注) 家族と単身の比率は21.9%対78.1%となり単身のウェイトが極めて大きく20歳～30歳の年齢層が約65%を占めている。

2 移住者に対する訓練講習

(1) 渡航前訓練講習

移住者に対する渡航前訓練講習として、次のものを実施した。

① 農業移住者訓練講習

(ア) 長期訓練講習

移住希望者のうち、農業経験が不十分な者に対し、語学、現地事情、農業基礎知識を与えるため、海外移住研修所において、6ヶ月にわたる訓練講習を2回（受講者45名）実施した。

(イ) 短期訓練講習

農業移住者に対し、語学、現地事情等の知識を与えるため、短期（1ヶ月未満）の訓練講習を海外移住研修所で5回、沖縄支部で1回実施した。

② 技術移住者訓練講習

技術移住者に対し、資質の向上と現地適応力を高めるため、海外移住センターにおいて8回の講習を実施した。

③ カナダ移住者トレーニング

カナダ移住者に対し、現地適応力を高めるため、海外移住センターにおいて1ヶ月間の講習を2回実施した。

また、農業移住者の訓練講習を海外移住研修所にて2回（延5週間）実施した。

④ 婦人移住者講習

婦人移住希望者を対象として、国際女子研修センターにて45日間の講習を2回実施した。

(2) 渡航後訓練講習

移住者に対し渡航後訓練講習として、次のものを実施した。

① 現地適応研修

移住者の航空機輸送に伴ない、気候順化、時差調整、外人登録、語学、現地事情等現地適応力を高めるための講習として、農業移住者については農業移住センターにおいて7回、また技術移住者については技術移住センターにおいて10回実施した。

② 補完研修

農業移住者については、雇用農及び分益借地農から自営農として独立するにあたり、農業経

営者として必要な研修を農業移住センターにおいて1回実施した。

また技術移住者については、既移住者を対象に語学並びに労働法等を中心に技術移住者として必要な研修を技術移住センターにおいて実施した。

ウ 青年農業移住者訓練講習

移住地の営農振興を図るため、将来移住地の中心となるべき青年を対象に一般教養と専門的な農業知識と技術を習得せしめるための講習をベレン支部において1回、レシフェ支部において2回、ポルト・アレグレ支部において4回、アスンシオン支部において1回、ブエノス・アイレスにおいて2回、サンタ・クルース支部において1回、計11回実施した。

(3) 移住者子弟技術研修

中南米の移住地及び地域社会において、将来中堅の人物として活躍する人材の育成をはかるため、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ・ボリビアに定着している移住者子弟を技術研修生として本邦に受入れ、18ヶ月にわたり、花卉、果樹、養蚕、農業機械、養鶏、畜産、農協、自動車整備、生活改善等の分野で、それぞれ各種研修機関において研修せしめた。

表5 第5回移住者子弟技術研修生研修機関一覧表

国名	支部および地区名	氏名	年齢	本籍地	研修希望職種	研修機関名
ブラジル	リオ・デ・ジャネイロ ブラジリア	大城 竹幸	23	沖縄	観葉鉢物	第一園芸(佛富士園芸)研修学校
	サンパウロ					
	日光	有田 和人	28	愛知	果樹園芸	山梨県果樹試験場
	ピニャール	広瀬 昭憲	22	福井	農業機械	福井県農業試験場
	ムンドノーボ	田中 愛	18	秋田	生活改善	秋田県農業短期大学
	ガタバラ	小林 武久	19	長野	畜産(養豚)	長野県畜産試験場
	日光	中村 清	25	三重	養鶏	三重県農業経営大学校
	ベレン					
	第2トメアス	平水 繁	26	宮崎	畜産(牧畜)	熊本県草地畜産高等研修所
	〃	遠藤 憲一	27	福島	〃	福島県畜産試験場
	トレーゼデセテンプロ	須藤 毅	21	福島	自動車整備	仙台高等職業訓練校
	レシフェ					
サルバドール	吉井 文治	19	千葉	畜産(牧畜)	群馬県畜産試験場	
ポルト・アレグレ						
ラーモス	鈴木 等	24	北海道	果樹	長野県園芸試験場	

国名	支部および地区名	氏名	年齢	本籍地	研修希望職種	研修機関名
パラグアイ	アスンシオン					
	イグアス	関 節朗	20	群馬	養 蚕	群馬県蚕業試験場
	アルト・パラナ	工藤 則吉	23	岩手	旋盤・電気溶接	盛岡専修職業訓練校
	アマンバイ	下元 敬	22	高知	畜 産	群馬県畜産試験場
アルゼンチン	ブエノス・アイレス					
	ガルアペー	水野 悦郎	24	長野	柑 橘	静岡県柑橘果樹試験場
	ウルキッサ	西田 孝	18	長崎	花卉 <small>(カーネーション)</small>	長崎県総合農林試験場
ボリビア	サンタ・クルース					
	サン・フアン	牧尾 孝司	19	長崎	畜産(牧畜)	長崎県畜産試験場
	オキナワ	宮城 邦夫	22	沖縄	〃	〃 〃
	〃	池原 正英	21	〃	〃	〃 〃

3 渡航のための援助及び指導

(1) 渡航費、支度金等の支給

昭和50年度の各国への移住者数は表6のとおりで、このうち国際協力事業団から渡航費の支給(家族同伴の場合100%、単身の場合80%)を受けて渡航した者は404名であり、渡航費支給基準により渡航費の支給を受けられなかった者は20名であった。

なお、支度費、集結旅費の支給実績は表7のとおりである。

(2) 移住者に対する宿泊施設の提供及びその他の指導業務の実施

移住者の渡航出発に際し、一定期間、海外移住センター及び沖縄支部の宿泊施設に宿泊させ、移住先の事情、語学等に関する講習を行なうとともに、渡航に必要な手続きを行なった。

また、移住先国においても宿泊施設を提供し、現地事情を説明するなどの援助指導を行なった。

(3) 移住者の引率業務

移住業務に精通している者の中から引率者(50年度11名)を任命し、移住者引率にあたらせた。

(4) その他の援助業務

移住者の財産処分に関し、譲渡所得税等の課税の特例(租税特別措置法第38条)による関係

表6 昭和50年度送出総数及び渡航費支給状況

国 別	送出総数	渡 航 費 支 給 内 訳			支 給 金 額	
		家 族	単 身	計		
ブラジル	299人	49人	152人	133人	285人	67,772,280円
パラグアイ	73	13	51	21	72	18,170,510
アルゼンチン	40	2	9	26	35	8,279,890
ポリビア	11	2	7	4	11	2,312,380
コロンビア	1			1	1	188,520
計	424	66	219	185	404	96,723,580

表7 50年度支度費、集結旅費支給実績

区 分	大 人	小 人	幼 児	計
支 度 費	2,345,000円	171,500円	43,750円	2,560,250円
集 結 旅 費	482,745	32,018		514,763
計	2,827,745	203,518	43,750	3,075,013

省庁の証明事項についての斡旋および既移住者の戸籍謄本等諸証明書の認証に關しての代行斡旋並びに営農資金等の追加送金に關し、送金許可取得の代行斡旋等の援助業務を行なった。

4 移住者の事業等の相談及び指導

(1) 農業移住者に対する相談及び指導

農業に従事する移住者に対しては、定着安定等の相談に応じ、営農については営農指導員や農業専門家を派遣し、講習会の開催、パンフレットの配布、実施指導等により営農普及に努めた。また、営農指導の基礎を確立するため各試験場における諸試験研究及び施設の整備を拡充するとともに、農作物栽培試験の委託を実施した。

表 8 試験農場の活動状況

(支部名) 試験農場名	経緯概要	面積	職 員			主なる研究及び普及活動		
			派遣	現探	常備計			
(ベレン支部) アマゾン熱帯農業 総合試験場	昭和41年第2トメアス試験農場として 設立。昭和49年6月アマゾン熱 帯農業総合試験場に改組し施設等を 整備中。	500ha	5	2	1	3	11	<ol style="list-style-type: none"> 1. 胡椒の病害(根腐病, 胴枯病, ウィルス病, ネマトー ダ)防除試験並びに対策普及指導 2. 第2作物の栽培試験(丁香, バニラ, カカオ, ガラナ 等) 3. 家畜の導入と飼育試験(牛, 豚, 鶏)及び普及指導
(アスンシオン支部) パラグアイ農業総合 試験場	昭和37年イダアス試験農場として設 立。昭和47年6月パラグアイ農業総 合試験場に改組し整備拡充した。	117ha 附属牧場 1,000ha	6	3	2	6	17	<ol style="list-style-type: none"> 1. 蚕の育種, 飼育試験, 並びに桑の生育試験 2. 家畜の導入と飼育試験(牛, 豚)及び普及指導 3. 牧草栽培試験と普及, 指導
アルト・パラナ分場	昭和36年アルト・パラナ試験農場と して設立。昭和47年6月ベ農総試の 分場となる。	100ha	1	2	—	4	7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雑作物栽培試験(大豆, 小麦等)と機械化に関する試 験と普及指導 2. 油料作物指導(ヒマ, ひまわり, コマ等) 3. 果樹栽培指導(ペカン) 4. 植林に関する試験と普及, 指導(アメリカカ松, 台湾桐)
(サンタ・クルース支 部) サン・フアン試験農 場	昭和35年サンフアン試験農場として 設立, 現在に至る。	50ha	2	1	—	4	7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雑作物の栽培試験(大豆, とうもろこし)と普及, 指 導 2. 陸稲の栽培試験と普及, 指導
スエバ・エスペラン サ試験農場	昭和45年スエバ・エスペランサ試験 農場として設立, 現在に至る。	296ha	1	1	—	3	5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 綿の栽培試験と普及, 指導 2. 家畜の飼育改良試験(牛)と普及, 指導

表9 昭和50年度委託栽培実績

国名	支部名	作物名	委託移住地
ブラジル	レシフェ支部	胡椒	イツベラ移住地
		ゴヤバ	ビウン "
		クマルー	クビチュック "
		パニラウナ	"
		丁宇	タペロア "
	サンパウロ支部	気象観測	リオ・ボニート、イツベラ、ウナ、クビチュック移住地
		ペカソン	パルゼア・アレグレ移住地
		マカダミアナツ	"
	リオ・デ・ジャネイロ支部	アボカード	フンシャル移住地
	ポルト・アレグレ支部	レモン	"
桃		カサドール移住地	
柿		イボチ "	
パラグアイ	アスンシオン支部	ステビア	イグアス、アマンバイ移住地
アルゼンチン	ブエノス・アイレス支部	柑橘	ガルアペー移住地
		台湾桐	"
		ブドウ	アンデス移住地
ドミニカ	サント・ドミンゴ支部	ブドウ	コンスタンサ移住地
		ネーブルオレンジ	ハラバコア "
		胡椒	ダハボン "

5 福祉施設の整備その他の援助

(1) 医療衛生に関する業務

移住者の生活安定をはかるため、受入国の施策を補完して、次の業務を行なった。

- ① アルト・パラナ、フラム、イグアス、サン・ファン及び第2トメアス各診療所の運営、並びにオキナワ第1、第2診療所の運営補助を行なうとともに、各診療所の医療器具の整備、第2トメアス及びオキナワ診療所の発電機設置等を行なった。
- ② 分散移住地及び診療機関のない地区を対象とし、現地医療衛生機関に委託して巡回診療業務を行ない、また集団移住地外で現地医療機関の利用可能な地域においては、現地医師と特約し、移住者の医療援助を行なった。
- ③ 移住者に予防衛生知識を普及するため映画フィルムを購入し、各地で巡回上映した。
- ④ 医師及び看護婦を育成するため育英資金を支給した。

表10 嘱託医師配置表

支 部	診 療 所	期 間	医 師 名	備 考
ベ レ ン アスンシオン	第2トメアス	50. 4~51. 3	阿 部	現地医
	イ グ ア ス	50. 4~51. 3	新 妻	
	フ ラ ム	50. 4~51. 3	細 井	
	アルト・バラナ	50. 4~51. 3	建 野	
サンタ・クルス	〃	50. 4~51. 3	熊 谷	現地医
	サン・フアン	50. 4~50. 5	廖	
	〃	50. 7~51. 3	井 上	
	オ キ ナ ワ	50. 4~50. 6	斉 藤	
	〃	50. 4~50. 8	賀 集	
	〃	50. 7~51. 2	小 川	
	〃	50. 7~51. 3	新 井	
	〃	51. 3~	ミランダ	現地医

表11 昭和50年度巡回診療実施状況

支 部 名	金 額	巡 回 地 区
ベ レ ン	1,189 千円	トメアス移住地 アルタミーラ, サンタレーン, モンテ・アレグレ, アマバ, マラニョン州, サン・ルイス アカラ移住地 マナウス, ボア・ビスタ, エ・サーレス, ベラ・ビスタ, ア カラ, ロンドニア直轄区, トレーゼ・デ・セテンプロ
レ シ フ ェ	974	リオ・ポニート, レシフェ, ピウン, ピオ12世, フォルタレ ーザ, タペロア, イツベラ, ウナ, ジェラーナ, タクワリ, サルバドール, クビチェック
リオ・デ・ジャネイロ	505	バプカイヤ, ノーパフリブルゴ, パルパセーナ, フンチャー ル, チングア, イタグアイ, カランダイ
サンパウロ	2,040	マット・グロッソ州北部, 南部, ゴヤス州, パラナ州北部, サンパウロ州僻地
ポルト・アレグレ	364	カシエイラドスール, サンタ・マリア, イジュイ, カラジ ーニョ, パッソフンド, ラージェス, カッサドール, クリチ バーノス, ツパロン, イタジャイ, クリシウマ, イタチ, パ ジェー
アスンシオン	187	アマンバイ

表12 特約医配置状況

支 部 名	地 区	医師数	謝金支給額
		名	千円
ベ レ ン	第 2 ト メ ア ス	1	274
	マ ナ ウ ス	1	274
	マ ラ ニ オ ン	1	137
	ア マ バ ー	1	137
	モンテ・アレグレ	1	137
レ シ フ ェ	レ シ フ ェ	1	104
	サルバドール	1	204
	タペロア・イツペラ	1	173
	ウ ナ	1	121
サン・パウロ	ジャカレイ	1	66
	ピニャール	1	66
	グァタパラ	1	215
	バルゼア・アレグレ	1	69
	日 光	1	66
	ロンドリーナ	1	69
	アチバイア	1	87
	オウリーニョス	1	70
	サンパウロ援協	1	1,168
	日伯慈善協会	1	457
	モジダスクルーゼス	1	69
	カッポンボニート	1	69
	ポルト・アレグレ	ポルト・アレグレ	1
クリチバーノス		1	277
アソンシオン	エンカルナシオン	2	867
	イグアス	1	286
	アマンバイ	1	303
ブエノス・アイレス	ガルアペー	1	202
	ア ン デ ス	2	153
サンタ・クルス	サンタ・クルス	3	830
サント・ドミンゴ	サント・ドミンゴ	1	409
計		34	7,513

表13 医師及び看護婦育成状況

支 部	医 師	看 護 婦	備 考
ベ レ ン	5	人	
ア ス ン シ オ ン	6	3	
サ ン タ ・ グ ル ス	6	4	
計	17	7	

(2) 教育に関する業務

移住者の子弟教育の充実をはかるため、受入国の教育に関する施策を補完して、ベレン市、サルバドル市に学生寄宿舎を建設し、トレゼ・デ・セテンプロ及びラーモス移住地にはスクールバスを配置したほか、教師謝金、育英助成金を支給するなど移住者子弟教育の援助を行なうとともに、現地教育を受ける機会に恵まれなかった青年に対し青年教育を実施した。また、移住者子弟に対し日本語及び日本に関する知識を普及・学習させるため、サント・ドミンゴ、アスンシオン、サンタ・クルス、ブエノス・アイレス各支部に日語指導教師を派遣し、現地の日語学校の教師の指導にあたらせた。このほか、各支部管内の現地教師に対し謝金を支給した。

表14 日語教師配置状況

支 部	期 間	備 考
ド ミ ニ カ	50. 4～51. 3	森 山
ボ リ ビ ア	50. 4～51. 3	田 口
パ ラ グ アイ	50. 4～51. 3	矢 部
アルゼンチン	50. 9～51. 3	福 永

表15 日語現地教師謝金支給状況

支 部	対象教師数	支 給 額
サント・ドミンゴ	3名	279千円
アスンシオン	44	1,807
サンタ・クルス	23	2,025
ブエノス・アイレス	3	184
計	73	4,295

表16 教師謝金支給状況

支 部	校 数	対象教師数 名	支 給 額 千円
ベ レ ン	サン・ジョセ校 外9校	25	957
レ シ フ ェ	アントニオンハルビン外5校	9	565
リオ・デ・ジャネイロ	フンシャル農村小校	2	121
サンパウロ	ジャカレイ校 外3校	10	132
ポルト・アレグレ	ラーモス校	2	507
ブエノス・アイレス	ガルアペ第86校	2	15
アスンシオン	フラム中学校 外4校	12	1,425
サンタ・クルス	サン・フアン校 外3校	61	2,947
計		123	6,669

(3) 生活改善普及業務

移住者の生活改善普及のため、フィルム、スライド等を整備するとともに、ベラ・ビスタ植民地に公民館建設の補助を行なった。

(4) 移住地の治安対策

治安制度の不完全な移住地において、受入国の治安に関する施策を補完して、警察官の招聘、治安謝金の一部補助を行なうとともに、サン・フアン、オキナワ移住地には治安用のオートバイ4台を供与した。

表17 治安警官等配置状況

支 部	地 区	配 置 数	備 考
ベ レ ン	第2トメアス	州警他3名	
ブエノス・アイレス	ガルアペ	3名	
アスンシオン	フラム	判事他13名	
	アルト・パラナ	〃 〃15名	
	イグアス	〃 〃13名	
サンタ・クルス	サン・フアン	署長 〃9名	
	オキナワ 第1	〃 〃4名	
	〃 第2	〃 〃3名	
	〃 第3	〃 〃2名	

(5) 自治体の育成

移住地の自治体を育成・強化するため、その業務に要する経費の一部を補助した。

また、自治体の必要な業務にあてる自主財源を確保させるため、本年度より、アルト・パ
ラナ移住地を手はじめに、自治体林造成の補助を行なった。

(6) 農業協同組合の育成

集団移住地の農業協同組合を育成するため、農協役職員の賃金、講習会費等の一部助成を
行なった。

(7) 移住地電化対策

昭和42年度より実施している移住地電化対策は、本年度はエフゼニオ・サーレス入植地の
電化工事に補助を行なうとともに、フラム、チャベス、バルゼア・アレグレ、第2トメア
ス、トレゼ・デ・セテンプロ、エフゼニオ・サーレスの各入植地に電化導入の可能性につ
いて調査を実施した。

(8) 営農改善特別対策

入植者の営農改善を目的として、昭和44年度より営農改善特別対策を実施してきたが、昭
和50年度はドミニカのハラバコア移住地に共同乾燥場・倉庫を建設したほか、ブラジルの第
2トメアス移住地にブルドーザー、トラクター、ヘビー・プラウ、スピード・スプレヤーの
補助、イボチ移住地に灌漑用深井戸施設の補助、パラグアイのアマンバイ移住地にトラク
ターの補助、ボリビアのオキナワ移住地にブルドーザーの補助等を行なった。

(9) 飲料水対策

バルゼア・アレグレの公共用地に飲料水を確保するための深井戸を掘削し、付属設備を設
置した。

(10) 道 路 対 策

昭和50年度よりサン・フアン道路整備 5カ年計画（幹線道路30kmの砂利舗装）に着手し
た。またこのほか、J.K. 入植地の道路補修工事に補助を行なった。